

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	窒素酸化物重点対策地区内及び粒子状物質重点対策地区内における建物の新設等に係る届出制度の創設
担当部局	環境省水・大気環境局自動車環境対策課 電話番号: 03-5521-8302 e-mail: kanri-jidosha@env.go.jp
評価実施日	平成19年4月26日
政策目的	自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい建物に自動車が集まることにより引き起こされる、局地における大気の汚染の防止を図ることにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
規制の内容	都道府県知事が、大気の汚染が特に著しい地区として指定した「窒素酸化物重点対策地区」及び「粒子状物質重点対策地区」(以下「重点対策地区」と総称する。)において、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい建物の新設をする者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項等を都道府県知事に届け出なければならないこととともに、当該届出者に対し、都道府県知事が意見・勧告等を行うことができることとする。 根拠条文 法第15条～第30条
期待される効果	建物設置者による自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための環境配慮に関する取組を担保・促進することにより、重点対策地区内の建物における事業活動に伴う自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を抑制することができる。
想定される負担	重点対策地区内において自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい建物の新設をする者に、届出の負担が生じるとともに、当該届出をした日から8ヶ月間、当該行為の着手が制限される。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、重点対策地区内において自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい建物の新設をする者に対し、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮を行うよう促すことが考えられるが、この場合、事業者による取組の実施を担保する手段がないことから、十分な効果を得ることが困難である。
備考	中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」(平成19年2月23日)において「街区や建築物の形状や交通量を発生させる施設等が大気環境の質に影響を与えることを認識し、新たな土地利用や施設整備については、大気汚染防止の観点から適切な配慮を行う等中長期的な視点に立って、都市構造対策を進めることが重要である。このような施設の新規立地については、都市計画及び地方環境影響評価条例において環境の保全上支障がないように配慮されているが、これらとの調和を図りつつ、特に局地近傍において、局地の大気汚染状況に直接影響を及ぼす可能性のある新たな施設整備を行おうとする際に、早い段階で大気環境を含めた影響の事前確認を行う等の一般的な配慮を制度化することについても、地域の実情に応じた対策として考慮する必要がある。」とされている。
レビュー時期	平成24年12月末までに行う。

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	一定の事業者に対する周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する計画作成等の義務付け
担当部局	環境省水・大気環境局自動車環境対策課 電話番号: 03-5521-8302 e-mail: kanri-jidosha@env.go.jp
評価実施日	平成19年4月26日
政策目的	対策地域外の周辺の地域に使用の本拠の位置を有し、対策地域内で運行される自動車(以下「周辺地域内自動車」という。)から排出される窒素酸化物及び粒子状物質(以下「窒素酸化物等」という。)を抑制することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
規制の内容	都道府県知事が大気の汚染が特に著しい地区として指定した地区において、周辺地域内自動車を一定回数以上運行する等の条件を満たす事業者は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する計画の提出及び定期的報告を行わなければならないこととともに、当該事業者に対し、都道府県知事又は国土交通大臣が指導・勧告等を行うことができることとする。 根拠条文 法第36条～第39条、第41条、第43条
期待される効果	事業者による周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する取組の実施を担保・促進することにより、周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等を抑制することができる。
想定される負担	義務付けの対象となる事業者に、計画の提出や定期的報告を行う負担、計画に基づき取組を行う負担が生じる。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導及び普及啓発等により、事業者に周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する取組を行うよう促すことが考えられるが、この場合、事業者による取組の実施を担保する手段がないことから、十分な効果を得ることが困難である。
備考	中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」(平成19年2月23日)において「流入車対策については、...(中略)...特に問題となる局地においては対策地域全体よりも流入車の割合が高いこと...(中略)...等から、...(中略)...対策地域において共通して適用される自動車NOx・PM法においても流入車に対し一定の対策を講じるべきである。...(中略)...対策地域外から対策地域内に輸送を行うような自動車輸送事業者...(中略)...については、排出量の抑制のために必要な取組を行うべきである」とされている。
レビュー時期	平成24年12月末までに行う。